HSCDL050

第　　号

公売公告第　10　号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和8年11月12日

札幌国税局長

記

公売の日時	公売の開始及び締切の日時	令和8年12月7日　8時30分から 令和8年12月15日　17時00分まで
公売の場所		札幌国税局
公売の方法		期間入札（公売公告別紙２に記載する売却区分ごとに売却する。）
公売保証金の納付期限		令和8年12月11日　17時
必要書類の提出期限		令和8年12月11日　17時
開札の日時		令和8年12月17日　9時30分
開札の場所		札幌国税局　徴収部調査室（４階）
売却決定の日時		令和9年1月7日　10時00分
売却決定の場所		札幌国税局
買受代金の納付期限		令和9年1月12日　14時00分
権利移転の時期		買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。
危険負担移転の時期		買受代金の全額を納付した時です。
権利移転に伴う費用		公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を札幌国税局特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、当局特別整理第一部門にあります。
買受人の資格その他の要件		国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者 農地については買受適格証明書の提出を要する場合があります。
その他公売条件等		公売公告別紙１のとおり
公売財産の表示		公売公告別紙２のとおり
公売保証金		公売公告別紙２は、庁舎内に公告してあります。 なお、国税庁公売情報ホームページ（https://www.koubai.nta.go.jp/）の物件情報にも掲載しています。
見積価額		

04001-323915-202610280935

その他の公売条件等

１　公売の方法等

公売は、公売財産の売却区分番号ごとに行います。

入札者は所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。

なお、入札は、次のいずれかの方法により行います。

⑴　書面入札

イ　入札書を郵送（「書留」等）する方法

ロ　入札書を国税局に直接持参する方法

⑵　電子入札

入札書をインターネットを利用して提出する方法

なお、電子入札に当たっては、e-Tax の利用者識別番号、メールアドレス並びに電子署名及び電子証明書（e-Tax で利用可能なものに限ります。）が必要となるほか、手続きは公売情報ホームページ（https://www.koubai.nta.go.jp/）から行ってください。

２　公売保証金の提供

公売保証金は、下記指定口座に振り込む方法により、公売公告兼見積価額公告の「公売保証金の納付期限」までに納付してください。納付確認後、領収証書を郵送します。指定の口座への着金が納付期限までに確認できない場合、入札は無効となります。

なお、納付期限は、入札期間の終了の日時とは異なりますのでご注意ください。

金　融　機　関	北洋銀行　本店営業部
預　金　の　種　類	普通預金
口　座　番　号	１０８５０６７
口　座　名　義　人	札幌国税局（さっぽろこくぜいきょく）　公売用（こうばいよう）

【留意事項】

・　振込人（入札者）の氏名（名称）の前に、その売却区分番号を必ず記載してください。

・　振込手数料は、振込人（入札者）の負担となります。

・　振込人は、入札者に限りますので、入札者以外の名義で振り込んだ場合は、入札が無効となります。

・　公売保証金は、納付後、その取消し又は変更はできません。

３　必要書類の提出期限及び提出方法

次の必要書類について、売却区分番号ごとに作成し、公売公告兼見積価額公告の「必要書類の提出期限」までに提出してください。

なお、入札の方法により必要書類の提出期限が異なりますのでご注意ください。

提出期限までに必要書類の提出が確認できない場合、入札は無効となります。

⑴　陳述書

公売財産が不動産である場合には、暴力団員等に該当しない旨の陳述をする必要がありますので、陳述書を作成し、入札書と併せて提出してください。

また、次のイ又はロに該当する場合は、陳述書と併せて、イ又はロに掲げる書類を提出してください。

イ　入札者又は自己の計算において入札を行わせる者が法人の場合

法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る全部事項証明書等）

ロ　入札者又は自己の計算において入札を行わせる者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合

その許認可等を受けたことを証明する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写し

⑵　公売保証金振込通知書兼払渡請求書

太枠内を必ず記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受領書（原本)」を所定の位置に貼付してください。

なお、インターネットバンキングを利用した場合は、振り込んだ旨を確認できる画面等を出力し、貼付してください。

⑶　公売保証金の充当申出書

⑷　法人の所在確認及び代表者の資格を証する書面（法人が入札する場合のみ）

商業登記簿に係る全部事項証明書等

⑸　買受適格証明書（公売財産が農地など提出を要する場合のみ）

⑹　共同入札代表者の届出書（共同入札により入札を行う場合のみ）

⑺　委任状（代理人が入札手続きを行う場合又は共同入札により入札を行う場合のみ）

４　入札期間及び入札書の提出方法

入札期間は、公売公告兼見積価額公告の「公売の開始及び締切の日時」に記載された期間とし、入札書の提出方法は、上記１のいずれかの方法に限ります。「書面入札」の場合は、入札書を入札書提出用（内封筒）に封入の上、提出してください。

なお、入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書は、すべて無効となりますので、郵送により入札書を提出される場合は、所要の日数を見込んだ上で郵送してください。

また、入札書の記載に当たって、字体は鮮明に記載し、記載に誤りがあったときは訂正や抹消をせず、新たな入札書を作成してください。入札書に記載漏れや、訂正、抹消等の不備がある場合には入札を取り消します。

一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることができません。

おって、同一人が、同一の売却区分について、２枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

５　買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

⑴　滞納者本人等、国税徴収法第 92 条（買受人の制限）の規定に該当する者

⑵　換価処分の執行の妨害等の行為をした者等、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者

⑶　公売財産の買受けについて、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない者

６　開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

７　最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価の価額である者に対して行います。

８　最高価申込者の取消し

最高価申込者が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者であると認められる場合は、最高価申込者の決定を取り消します。

９　次順位買受申込者の決定

公売財産が不動産等である場合には、国税徴収法第 104 条の２の規定により、次順位による買受けの申込みを行うことができます。

次順位買受申込者の決定は、以下のすべての要件を満たす者（２人以上いる場合は、「くじ」により決定します。）に対して、最高価申込者の決定後、次順位による買受申込の意思確認を行った上で、直ちに行います。

この場合、次順位買受申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

⑴　最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額であること

⑵　見積価額以上であること

⑶　最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であること

意思確認に当たっては、開札会場において確認を行うほか、電子入札の場合は電子メール、書面入札の場合は入札書に記載の入札者又は共同入札者代表者（代理人による入札の場合は代理人）へ電話により連絡します。

次順位による買受申込みは、連絡後、直ちに行う必要がありますので、「電子入札」の場合は、公売情報ホームページから直ちに所定の手続きを行ってください。「書面入札」の場合は、連絡した際、次順位による買受申込みを行う旨を直ちに申し出てください。

なお、公売公告の「開札の日時」以降、開札作業が終了次第、前記のとおり連絡しますので、入札者又は共同入札代表者（代理人による入札の場合は代理人）は、電子メールを受信又は電話に応答できるようにしてください。連絡後 15 分以内に次順位による買受申込みがない場合（電子メールが受信されない又は電話に応答がない場合を含みます。）は、申込みがないものとみなします。

おって、次順位申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期日が変更される場合があります。

10　追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が２人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札は、期間入札の方法により行います。追加入札の日程等については、次のとおりです。

⑴　入札期間及び場所

令和９年１月５日（火）午前８時 30 分から
令和９年１月８日（金）午後５時 00 分まで　　札幌国税局

⑵　開札の日時及び場所

令和９年１月 13 日（水）午前９時 30 分　　札幌国税局　徴収部調査室（４階）

⑶　最高価申込者の決定の日時及び場所

令和９年１月 13 日（火）午前 10 時 00 分　　札幌国税局　徴収部調査室（４階）

⑷　売却決定の日時及び場所

令和９年２月２日（火）午前 10 時 00 分　　札幌国税局

⑸　買受代金の納付の期限

令和９年２月４日（木）午後２時 00 分

おって、追加入札に当たっては、以下の留意事項を確認の上、行ってください。

イ　追加入札の入札価額は、追加入札の基因となった入札価額以上の価額としなければなりません。

ロ　追加入札をすべき者が入札しなかった場合又は追加入札の価額がその追加入札の基因となった入札価額に満たない場合には、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用される場合があります。

11　売却決定

売却決定は、入札書の「入札価額」の欄に記載された金額により行います。

なお、売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

次順位買受申込者への売却決定は、最高価申込者への売却決定を取り消したとき等（最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金を納付しなかったとき等）に限り行います。

12　買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告の「買受代金の納付期限」までに買受代金の全額を上記２に記載の指定口座に振り込む方法により、納付してください（振込先は公売保証金の振込先と同じ口座です。）。

13　公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」

に記載された金融機関に振り込む方法により返還します。

なお、次順位買受申込者に対しては、最高価買受申込者が買受代金を納付した後に返還します。

おって、公売保証金の返還は、開札終了後（次順位買受申込者については、最高価申込者が買受代金を納付した後）、１か月程度かかる場合があります。

14　権利移転等の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したとき（所有権の移転について法令の規定等により許可等を要するものは、関係機関の許可等があったとき）に公売財産の権利を取得しますので、代金納付（許可）後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

15　権利移転の手続

権利移転の登記又は登録を請求することのできる財産（不動産等）は、買受人の請求により当局が関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行うこととなりますので、買受人は必要書類を添付の上、速やかに当局に対して、権利移転の登記又は登録の請求を行ってください。

なお、所有権の移転について、農地法その他の法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、所有権移転手続きに際して、その証明書等を提出してください。

おって、公売財産の権利移転手続きに必要な登録免許税、郵送料等は買受人の負担となります。

16　売却決定の取消し

次に該当する場合は、買受人に対して行った売却決定を取り消します。

⑴　買受代金の納付前に、国税完納の事実が証明されたとき

⑵　買受代金を納付期限までに納付しないとき

⑶　国税徴収法第 108 条第２項の規定が適用されたとき

17　買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納者等から不服申立て等があった場合は、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買受人は、その不服申立て等がされている間は、入札又は買受申込みを取り消すことができます。

18　公売保証金の国庫帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第 108 条第２項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、国庫に帰属することになります。